

# 総務事業常任委員会会議録

令和6年9月10日

忠岡町議会

## 忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和6年9月10日（火）午前10時00分開会

場 所 委員会室

### 1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	前川 和也
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	北村 孝
〃 委員	是枝 綾子
〃 委員	勝元由佳子

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼自治防災課長		町長公室次長兼秘書人事課長	
	南 智樹		中定 昭博
総務課長	森野 英三	経営戦略課長	岩佐 式人
税務会計課長兼会計管理者		経営戦略課参事	岩根 由佳
	長谷川太志	産業住民部長	新城 正俊
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫		谷野 彰俊
産業建築課長	坂本 健三	土木課長	橋本 珍彦
消防長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
消防署長兼警防課長	森田 憲久	総務課長	和田 衛太

### 1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。定刻となりました。

委員皆様におかれましてはお忙しいところお集まりくださいます、誠にありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

本日の出席委員は全員でございますので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、6番・是枝綾子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶をいただきます。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。総務事業常任委員会の付託案件につきまして、早朝よりご参集いただきまして、ありがとうございます。

暑さ、残暑というよりも、なんかまだまだ暑さが続くというような今日この頃でございます。なんか長期予報によりますと、まだまだあと1か月ぐらいは高温というような予報も出ていますし、何か大阪府が、まだ、平均で1.7度ぐらい高いとか言って、近畿圏もそう全ての県がそうなんですけれども、そういうふうに体調には十分気をつけて、秋が来るのか、そのまま冬へ行くのか分かりませんが、ひとつ体調にはご留意いただければ幸いかなと思っております。

今日は、4件の案件ではございますけれども、しっかりと説明しながらご審議いただけますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

町長、ありがとうございます。

それでは、9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

これより議事に入ります。議案書に基づき、議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってからご説明いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてからご発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますよう、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

案件、令和6年第3回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第37号 令和5年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを、担当課より説明を求めます。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

議案書の23ページをお願いします。

議案第37号 令和5年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、ご説明をいたします。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度未処分利益剰余金1億2,736万3,800円のうち、減債積立金の取崩し額3,365万1,389円を資本金へ組み入れることについて、議会の議決を求めるものでございます。

ご配付しております土木課資料をご覧ください。

こちらの表は、本年度の決算書10ページ、11ページの抜粋となっております。

ここで示しています矢印は、会計処理の流れとなります。

4条予算、資本的収支の不足額を補うため減債積立金を取崩しいたしました。積立金を取り崩した場合は、未処分利益剰余金に再振替を行うこととなります。未処分利益剰余金に振り替えられた額を資本金に組み入れるという流れになってございます。未処分利益剰余金を資本金に組み入れる処分について、議決を求めるものとなってございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず、この減債積立金のほうから3,365万1,389円という、なぜこの金額を取り崩したのかということについて、これをしなければ、どういう処理の方法があったのかということをお聞きしたいと思います。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

こちらにも書いてございますように、4条の中で計算しますと、収支不足が見込まれております。通常、この収支不足は、3条の補填財源をもって埋めるものでありますけれども、3条だけでは足らなかったため、減債積立金3,300万円を取り崩したということになってございます。

委員（是枝綾子議員）

しなかったらどうなるかという、もう一つ、2つお聞きしたので。委員長すみません。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

止まったときには、今やったら未処分利益剰余金がまだ余っておりますので、未処分利益剰余金をこちらに充てさせていただきますという、また議会の議決を得ることになります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3条、4条とか、いろいろ言っていらっしゃるんですけども、平たく言うと、資本的収入の額が、資本的支出額に不足する額、計算書に書かれてますけれども4億493万5,124円を補填する。だから4億円を超えるその不足額を補填するのに、ここ書いてあるのを読みますと、消費税資本的収支調整額1,220万3,328円で、当年度損益勘定留保資金3億5,908万412円及び、ここで、減債積立金3,365万1,389円というもので補填したと書かれております。

ということで、この金額というものがそれぞれ充てる金額、損益勘定留保資金とかではちょっと足らなかったのもう減債積立金から崩しましたよということだという金額だというのは分かりました。

ですが、ここ減債積立金を崩さなくても、もう一つの方法としては、未処分利益剰余金から崩すという方法もあるということですが、どちらにしても議決が要ということ、そうですね、なぜこちらの減債積立金を崩したのか、あと未処分利益剰余金の1億2,736万3,804円、こちらのほうから崩さなかったのはなぜなのかというところを、私詳しいことは、この会計よく分かりませんので、住民の目線で普通にお聞きしたんですけども、どうしてこちらのほうで、未処分利益剰余金のほうが多いですよ、1億2,736万3,000円、こちらから崩したほうが自然ではないかなというふうに思うんですが、いかがなんでしょうか。どうでしょうか。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

令和2年度から企業会計が始まってございます。そのときに、うち黒字がたまたま続いておりまして、黒字が出たときには、その黒字を一旦未処分利益剰余金のところに振り替えますと。振り替えたときに、その振り替えた分をそのまま置いとくとか、減債積立金に積み立てるとか、建設改良積立金に積み立てるというのは、こちらの判断ができます。そのときに、うちのほうは、減債積立金に積みさせていただきました。

なぜ、減債積立金に積んだかといいますと、後年度の4条の元金償還を見たときに、なかなかまだ大きく返していかなあきませんので、そうしたら、そのために前もって積んでおこうという判断で積みさせていただきましたので、今回、4条予算の中で、元金が不足するというふうな出てきましたので、そうしたらもともとの趣旨として、減債積立

金に積んでいますので、まずはそこから取り崩して、そこに充てる。充当するというのが、一番自然な流れかなと思うことで、そちらのほう充てさせていただいてございます。以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

自然な流れは積み立てたものを崩すほうが自然だと言うんですけど、もともと未処分利益剰余金って、そのまま余ってる、そこから回すほうが、普通は自然だというふうに思うんですけども、そこは会計処理上、一般的には、減債積立金のほうから取り崩すというのが普通、普通の処理の仕方なんです、ルールとしては。

土木課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

説明が足りなくてすみません、そもそも論で、減債積立金に積まさせていただきますというて議決を得ております。そのときには、4条で元金の資金不足が出るであろうという思いがあったので積ませてもらいましたんで、今回、積んだ分を本当に出たんで取り崩したという流れになってございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのことが悪いとかいいとかいうことではなく、本来どうすべきかと言ったら、そういう減債積立金積み立てたところ、将来のためにと、資本的収支合わなくなってきた場合にしますよと、崩しますよということで積んできたからそこからしましたという説明なんですけれども、どちらにしても、この1億2,736万3,804円は、未処分利益剰余金として翌年度に繰り越されるということなんですよね。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

減債積立金で取り崩しました3,300万円は、4条の元金償還に充ててございますので、現金を伴わない、現金の裏づけのない資金というふうになってしまいますので、ここは明確に現金がある未処分利益剰余金か、現金がない未処分利益剰余金と明確に分かれていきます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

帳簿上の数字の部分よりも、現金を伴うほうで処理をしましたということなんですね、結論としては。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

そういうわけでは。未処分利益剰余金から、仮にうちが全く何も積立金を積まなかったと仮定をいたしましても、未処分利益剰余金の中から元金を返すとなると、それは当然、今ある中では、今、現金の裏づけのない未処分利益剰余金が3,300万円含まれますということになります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと会計処理上のことですので、あまりここで時間を取ってもということなので、またそれは、後日、お聞きいたします。

ということで、そうしたら、その減債積立金から崩さなければ、未処分利益剰余金のほうから崩すという方法もないことはないということですね。2つ方法があつてこちらを選択したと、この減債積立金を崩したというのを選択したところを、もう少しそれは現金を伴うというところの部分があるからというふうでもない、そういう説明聞いたんですけどね。そうでもないということのようですよ、何か聞いたら。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

先ほども言いましたように、減債積立金を積み立てるそもそもの考え方が、元金が、ショートするであろうと思ってたんで積み立てておりましたと。

今回、元金がショートしましたんで、それを取り崩していただきましたと、単純にこれだけの流れだと思ってございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

減債積立金の目的が、こういったことが起きたときに使うという目的のあるものやから、そういう事態が起こったから減債積立金から取り崩して、資本金への組入れをしたということで、そういう理解にしておきます。

そうしたら、次のちょっと疑問がありまして、なぜ減債積立金を取り崩して、企業債の償還金に充てるのが、資本金への組入れになるのかという考え方をちょっと簡単にご説明いただきたいと思います。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

これももともとは、平成24年度の企業会計の制度改革までは、もともと、積立金を取り崩した場合には、自動的に資本金に組み入れるという処置をしておりましたけれども、その制度改革以降は、一旦未処分利益剰余金に振られたものは、議会の議決を得てから処分できるようになりましたんで、今までの流れを踏襲しまして、組み入れる、戻すというのを議会の議決に諮らせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これまでそうしてきましたと、会計処理上そうなってますというルールだということなので、ルールやからそうかなと言うんですけれども、資本金に何で組入れするのかということについては、またちょっと詳しく説明を、また後日いただきたいと思います。分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

では、一旦よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと私も分かってないので教えていただきたいんですけど、たしか前の全協のときやったかな、この議案の説明で、今回この取り崩したお金というんですか、を元金償還に充てるとおっしゃってた気がする。私が間違えてますか。償還に充てるとおっしゃってた。ではない。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

そうです。4条の元金の償還に充てるというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それ単純に、借金の返済に充てるということで、認識で合ってますか。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

要は借金を返済するのに、3,000万円超が足らなかったから取り崩したんですよ。じゃあ、本来の返すべき借金額は総額で幾らやったんかというのと、償還に、要は借金の対象になっている事業は何の事業ですかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

起債の残高が47億3,874万9,270円あります。このうち、すみません、これを返す一部として充てさせていただいてございます。

ここにつきましては、すみません、汚水の分の建設改良費の分に充てさせていただいてございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その汚水の事業費に充ててるということですけど、本来、毎年度というか、これ令和5年度分に返すべきお金というんですか、は、さっきおっしゃった47億幾らじゃないですよ。それ、総額でしょう。でも毎年度分、年度ごとの金額。

土木課（橋本珍彦課長）

すみません、訂正させていただきます。

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

今年度の6億1,400万円です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、それは、今年度だけじゃなくて、今回だけじゃなくて、ずっと今後もずっとそれに似た額をずっと返還し続けていくわけでしょう、期限が来るまで。

こういう取崩しができなくなった場合とか、どう対応するんですか。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

今後の見通しですけれども、だんだん起債の残高がかなり右肩下がりになっておりますので、起債の償還に関しましては、後年度、ちょっと楽になっていくというか、総額は減っていくものと考えております。

通常のを考え方をいたしますと、減価償却費というのがありますので、通常は減価償却費と起債の償還額というのは、通常見合うことになってるんですけども、下水道事業の場合は、ここでギャップが出てまいります。起債は30年で借りておりますので、あと減価償却費は50年で計算しますんで、この辺のギャップが出てくるんで、このギャップを埋めるのが地方費平準化債という、発行のする起債がありますので、通常はそれで埋めていくというふうになってございます。

これでまださらに足らなかったときには、今まで積んできた、先ほど是枝委員がおっしゃっていたように、未処分利益剰余金からさらに充てていくというふうな考えになってございます。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど、はい、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、今回はこうやって取り崩しはあったけれども、今後は、返していく返済額も減っていくから、そんなに忠岡町が、何て言うんですか、不足が出たから困るとか、そういうことにはならないということなんですよ。

土木課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

今のところ、超長期的なちょっとまだ見通しは立ってないんですけども、これから10年、15年ぐらいでは、多分、雨水の分では、そうやってそういうふうな資金ショートが起こるといったことまでは想定してないというか、多分回っていくんだろうなというふうには考えてございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ逆に、今のご答弁やと、楽観的な答弁ですよ、ある意味。

逆に、どういう状態に今後忠岡町がなっていったら、償還が苦しくなる状態になるんですか。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

忠岡町が、今まで行ってきた事業は、短時間の間に、かなり事業を一遍にやっておりますので、償還額が今大きくなっております。これから、今までの答弁の中でも、これからは、更新事業が始まっていくんですという答弁をさせていただいておりますので、事業費をできるだけ平準化して、公債費の負担を抑えていきたいと考えておりますので、今それに向かって、今ちょっと調整中というか、後年度の収支計画を当ててる最中で、大まかな部分は出ているんですけれども、20年、25年先の分までは、ちょっと今手が回ってないので、それを詰めていきたいというふうに考えてございます。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど、はい、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。そんなに、何て言うんすか、のんきにというか、楽観視をしてばかりはいられへんという感じですよ、分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

では、討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第37号 令和5年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長(松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

委員長(松井匡仁議員)

続きまして、議案第38号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを、担当課より説明を求めます。

経営戦略課(岩佐 式人課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岩佐課長。

経営戦略課(岩佐 式人課長)

議案書の25ページをご覧ください。

議案第38号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、ご説明させていただきます。

本件は、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に5市の水道事業の経営に関する事務を追加すること、並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村と協議するものでございます。

議案第38号 経営戦略課資料をご覧ください。

今回の規約変更の趣旨としましては、令和7年4月から大阪府水道企業団と岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市が水道事業を統合することとございます。

変更の内容につきましては、企業団規約の第3条に企業団の共同処理する事務が規定されており、同条第2項に、(2)別表第2に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務と規定されていることから、中段の表に示しておりますが、企業団規約末尾の別表第2に、今回統合する5団体を追加するものでございます。

この規約変更については、地方自治法第286条第1項及び地方自治法第290条の規定に基づき、構成団体である本町、議会の議決が必要となるものでございます。

規約変更の流れにつきましては、下段の図に予定を記載しております。先に統合する5団体は6月で既に可決済みということで、今回関係団体については、9月議会で本町と同じように議会に上程しているというところでございます。この規約変更に伴いましたの、統合団体への住民さんへの影響等は一切ございません。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この5市の水道企業団への統合するという規約の改正ですが、3月の議会で東大阪市が否決となったために、6市の統合案が一旦廃案となって、5市統合案に変更されて、6月議会にそれぞれのこの5市のところで提案されて、関係5市が可決したために、今回の水道企業団の規約改正が提案されているという経過と聞いております。

そこで、この5市のうち全会一致で可決された市もあれば、賛否の分かれたところもあるかと思いますが、それぞれの市の状況、可決の状況、ちょっと分かりましたらお教えいただきたいと思います。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

申し訳ございません、それぞれの市の可決の状況については、資料のほう持ち合わせておりませんので、お答えすることはできません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

賛否の分かれたところは、お隣の岸和田市というふうになんかちょっとお聞きしております。そのほかのところは、ちょっと状況が分かりませんが、分かりかねるということであるということですね。はい、分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

副委員長、私1つ質問させてください。

副委員長（前川和也議員）

それでは、委員長が質問されるということですので、委員長職を交代させていただきます。

松井委員長、どうぞ。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、先ほど説明の中に、本町への影響はありませんと、本町の住民さんへの影響はありませんというご説明でございました。本町は、平成31年に統合しております、5市が入ってくることというのは歓迎している形になるはずなんですけれども、これで、本町の影響の中で、今年、実は忠岡町というのは、議会の議席がないんです。5市が入ってくることによりまして、議席が、またちょっとがらがらとして、変わっていくであろうと予想されるんですが、その辺は何かお聞きになっておられますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

議席数は変わっておりませんので、忠岡町が議席当たらないという場合もございます。本町の場合、統合になっておりますので、運営委員会、運営協議会がございますけれども、その中で本町の意志として、全ての団体にですね、議席数が当たるような形で考えていただきたいというような申入れはしております。

その分については、議席推移を変更となると、各市町の全ての団体の議会の議決が必要となりますので、その分については、忠岡町だけじゃなくて、別の団体もそういう申入れをしているところでございます。よろしく申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

公室長、これ私はもう実は話合い、協議は、私のどうのこうの言うたって変わることはないんですが、話合いはしております、これ5市が入ることによりまして、実は、忠岡町、来年、令和7年度も議席がなくなってしまう予定なんです。統合団体枠というのがありまして、この統合団体枠が、5市が入ることによりまして、ちょっとばらけちゃうというか、5市に配分せなあかんもんで、忠岡町、実は今年ないんですが、来年ある予定やったんです。それもなくなってしまうということになります。これ、議会とい

うのは、非常に向こうに行って、話しして、いろんな人捕まえて、工事にしても何にしても話しすることというのは大事なことで、ぜひ、その辺、来られたときに、ほんまは頭に入れておいていただいて、協議して、その辺どないかしてくれよというふうに、うちは入っている団体ですから、統合団体ですんで、入ってない統合団体じゃないところとは、ちょっと違いますので、今後も、いろんなこの議決のあとも、向こうから協議あると思います。その辺きっちり進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長（前川和也議員）

答弁、もう一度お願いできますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

公室長、どうぞ。

町長公室（立花 武彦公室長）

当然、料金改定の時期、本町が入っていないというところは、ちょっと支障がありますので、それは十分。申し入れていくという形には考えております。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長どうぞ。

委員長（松井匡仁議員）

公室長、料金改定の際は、入っていようが、入ってまいが、全団体要るんですよ。これ、企業団ですから、全会一致になります。そやから、そこは関係ないんです。料金改定のときには、うちが議席がなかろうが、あろうが、そのときだけ呼ばれるんです。ふだんの議会、これの議席が、やっぱり1年飛ばされるというのは、本当に痛いことですので、そこについて、また、お願いなり、話し合いなり、いろんなことを向こうから来られたときに、来られへんかっても、こっち側からそれはないやろうというお話を進めていっていただけたらということでございます。もう一度お願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

運営協議会という場合もございますので、その辺は、またうちの意見言わせてもらうという形をお願いしたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

よろしく申し上げます。

副委員長（前川和也議員）

委員長にお返しします。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今の、その5市が、岸和田市が企業団に入った際に、影響はありませんと言うんですけども、本当にそうなのかなという心配が、ちょっとありまして、いろいろ事業計画、忠岡町が、北出浄水場とかを、ここが急に、これをもうなくして、岸和田のどこでしたか、山手のほうから、そこからずっと送ってくるということになるという、急にそういうことも、水道企業団が、その事業計画を考えて決めるわけで、そこに議席があると、そのことについて、議会でも発言もし、いろいろやり取りとかできるんですけども、これが議席がないとき、料金値上げのときには、必ず呼ばれるけど、そういう事業の、忠岡町への住民への影響が出てくるような事業計画が出た際に、議席がなかったら、やはりこれも、かなり、言うたらもう事業統合してしまったら、意見は言えるけれども、そのとおりに聞いてもらえるかどうかというのは分からないので、これは大事なことだと思いますので。

一応、北出の浄水場は残ると、残すということになりまして、その耐震化工事をされるという、そういう計画、これは多分、確約はされているということなのですけれども、今後の様々な忠岡町の水道に関しての事業の計画に影響が全くゼロということではないであろうと、岸和田市が統合されましたら、ということが、そういうのがありますので、全くゼロですと言い切って大丈夫かというふうに、私はちょっと思いましたので、それはやっぱり水道企業団の権限ですので、どういう事業計画をつくるかというのは、そこで、忠岡町の住民への影響が出てくるような計画が、出てきた際に、議席もなければ、発言もできないし、採決にも加われないという、そういう、料金改定だけが問題ではないとは思いますが、その点については、やはり、きちんと、定数を増やすとか、団体数どんどんどんどん増えていっているんで、20団体になるわけですよ、ここ5つが入ると。

ということなので、そのあたりで、議席数もやはり増やしていくということに、努力をいただきたいし、また住民の忠岡町で統合したとはいえ、やはり忠岡町の住民、議会の意思も尊重していただけるような、そういう取組をしていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

そうですね。将来的な懸念事項も発生するおそれありますので、本町としては、議席を求めていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしく願いします。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

討論で。反対討論ではございませんということ。

委員長（松井匡仁議員）

賛成討論ということですね。

委員（是枝綾子議員）

一応そうですね。

委員長（松井匡仁議員）

お願いします。

委員（是枝綾子議員）

まず、水道企業団に事業統合が進み、区域1水道になれば、運営権の譲渡、コンセッション方式などは、そういう水道事業の民営化に道を開くことになるということで、小規模の自治体で、財政状況や職員体制の維持が困難になる場合を除いては、慎重にあるべきというのが私たちの立場であります。

しかし、どこか1つの議会でも否決されると、規約改善の協議は成立しないという地方自治法の仕組みもございます。

ということで、私たちは統合を進めていくということには反対の立場ではあるものの、こういった事務処理の議案ということでもありますし、反対するものではないということとは、ちょっと意見として申し上げておきたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

続きまして、他に討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

では、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第38号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第41号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）についてを担当課より説明を求めます。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

それでは、議案書の37ページをお願いいたします。

議案第41号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明をさせていただきます。

第1条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正によるものでございます。

続きまして、39ページ、第1表債務負担行為補正をお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

事項は、大阪・関西万博子ども招待事業で、期間は令和6年度から令和7年度までとしており、限度額は960万円とするものでございます。

本事業は、大阪・関西万博子ども招待事業において、令和6年9月13日から大阪府内の事業実施市町村において、同時にチケットの申請受付が開始されること、及び町独自で4歳から高校生までの子供の入場料、また、4歳から中学生及び障害のある高校生の引率保護者1名の入場料を補助する事業を実施するために、債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

ございませんか。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、この万博予算の部分なんですけども、まず財源のところなんですけども、一般財源にされてるんですけど、これは一般財源の内訳というか中身ですよ。特に基金崩すとか、そういったものは何もなくて、どうという内訳になっているか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

一般財源でございますので、今回につきましては、全体的な一般会計補正予算の中での、今回は、債務負担行為の計上という形になっておりますので、実際の歳出予算というのは、現時点では発生しておりません。

これ自身の歳出予算については、令和7年度の当初予算の中で、実際、計上させていただくという形になってございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、額だけ、予算額だけ担保するというので、どの財源を充てるかというか、内訳は、令和7年度の当初予算まで分からないということですか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

間違いなく一般財源という形になります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、この、もともとこの議案、最初に500万円で上程されてきてますよね。ここまで960万円とかなりの忠岡町の財政規模というか、いつもの予算とか見てますと、結構な額になりますので、ここまで対象を広げる必要があったのか、しかもその議案上程というか、正式には本会議得る前でしたけど、もう議運という公式な場を得た後で、そこまでひっくり返す必要があったのかということをお聞きしたいんですけど。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

議員おっしゃるとおり、一度議運のほうで上程、お示しさせていただいた後に、今回限度額の変更ということを見せていただいたというところでございます。混乱を招いたことに関しては、申し訳ございませんと、おわび申し上げたいところなんですけど、そもそも今回のこの招待事業に関しましては、町の理事者側のほうでも、複数案、実はございました。

全く非課税世帯等にもそういった保護者の招待、入場料の補助というのを、まずするかしないかであったりとか、非課税世帯に限るとか、あとは、非課税世帯に限らずとも、今回960万円で限度額上げさせてもらったパターンでいくのかということをお悩んでおった経緯はあるんですけども、いろいろ議員さんのお話をお聞きさせてもらって

る中で、いろんな意見ございましたので、急遽なんですけれども、理事者側のほうで、再度検討させてもらって、今回、保護者の分も非課税だけではなく、広くそもそも子供に行っていたきたいというところを補填する役割として、その変更しようということになったという経緯でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

流れは分かりました。ただ、議運のときも、ちょっと申し上げさせてもらったんですけども、議運は議論する場でないので、私もおきましたけど、どんな議案、施策にしろ、理事者側で、ああしようかな、こうしようかなとか、迷うことなんてそんなこと多々あるわけでしょう。

逆に、我ら議会議員側だって、会派議員によっていろんな考えがあって、日頃からでも議案に対して、こういう対象にすべきじゃないかとか、意見分かれることも多々ありますよね。

そんな中で、そういうのを総合して、議案上程してくるもんやと私は思うんです。それで出してきたのを全員協議会という場で、特定の議員の方から意見が出たので、それをきっかけに流れが変わったというのは、理事者側も説明されてたので、その特定の議員が対象をこうしたほうがいいんじゃないかと意見を言ったら、そっちになびくというか、それで議案がひっくり返るとかというのが、そもそもちょっと議案の上程の仕方としてどうなんだと。

じゃあ、今後、いろんな議案を上程してきたときに、一部の議員会派が、こうして、こうすべきじゃないかと意見を言うたら、じゃあ、ふらふらふらふら議会の途中で議案をひっくり返すんかということにもなりますので、そこら辺の何て言うんですか、ちょっと議会への上程というところで、今回は、正直、私、中身もうんと思うところはありますけど、それ以前の、議会に対する姿勢というところでは疑問なんです。

そこは、逆に町長、議案上程者で、この事業を進めてる方でもあるから、どういう思いでそもそも最初500万円という決定をして上程してきたのか。で、また後になって、ふらふらとしてひっくり返してとか、そこはちょっと首長としてきちんと答えていただきたいんですけど。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

本当に、この議案には、いろいろ紆余曲折、いろいろ私自身も迷っておりました。その結果、数字的にもこういうふうには上がったんですけども、やっぱり平たく住民の皆様、またちょっと障害を持ってる方とかに伴走できるような形で、保護者負担もちょっと軽減できるようにというような形で、最初からまとめてこういう話になったらよかったですけれども、ちょっと紆余曲折ありましたので、その辺はおわびしながら、この案件になったという次第でございます。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

逆にお聞きしたいんですけど、最初に入れへんかった理由は何でですか。最初に削ったというんですか。どういう理由で入れなかったのか。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ちょっと財政的な支出を考えるあまり、ちょっと非課税世帯に限ってしまったというところがございます。

財政負担を考慮するあまり、非課税世帯のみにしてしまったというところが大きなところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ということは、忠岡町の財政的に厳しいということですか。

副委員長（前川和也議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

その額的には、どうこうとかそんなないんですけども、財政的に一番、基本的に全員行かせたいという部分があったんですけども、非課税世帯に限るというふうに、最初に

選択したところが大きな違いであったというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとあまりよく分からないんですけど、結局、財政的に厳しかったから、最初限定的にしたのか、そこを聞きたいんです。何で削ったのか。理由があるわけでしょう。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

すみません、公室長の答弁のとおりでございますけれども、まず最初に財政的などころで考えると、やはり少しでも負担というのは低く抑えたほうがいいなというところの財政側の判断というところもありまして、最初に一番財政負担の少ないところを選択肢としていたというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。そうやって、最初理事者側が判断したのであれば、それで、ちゃんとやり通していただきたかったということは、一言申し上げておきます。

あと、6月議会のシステムの何か予算のときに、事前レクというか、していただいたときに、府内の一部の自治体でも、この2回目の無料招待をやるとかやれへんとか、参加表明してるとか、やるやらないというところで、意見が分かれてるというか、そういうやらない方向の自治体もあるというふうに聞いているんですけど、何自治体ぐらいが、この2回目の費用負担を自治体独自でしないというふうにしているのか、お聞きしたいんですけど。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

すみません、ちょっと今手持ちの資料がありませんので、ちょっとまた後でということとで、すみません。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあまた改めて、この委員会終わってからでもお聞きします。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1回目の遠足で、子供たち行かされて、今度はこの2回目ということで、それも子供だけでなく親まで補助して無料にするという必要性があるのかなというところで、疑問に思います。

これ行きたい人が、自分で費用を出していくべきものだというふうに、私たちは考えておりますし、今度は1回目は遠足ですけど、2回目は家族で行ってくださいと。楽しく、楽しみで行く、その家族で行く費用を行政が負担するのはどうなのかと、おかしくない私は思うんですけれども、その点、楽しみで行く費用を行政が負担するというのはおかしくないでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井 匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

その部分でございますけれども、学校で行く場合は、パビリオンとかも指定されて、自分の興味のあるところが行けないというところでお聞きしておりますので、2回目については、ほんまに子供たちが興味のあるパビリオンとか、そういったところに行っていただきたいという思いから招待のほうするというところでございます。

あと保護者の補助なんですけども、子供たちに行ってきた行ってきたと言うても、電車に乗って1人で万博まで行けるかというのは、なかなか難しいところでございますので、取りあえず中学生までの子供たちには、親御さん1人、引率者として補助をしたいというところで予算計上させていただいたというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

行ってほしいという思い、子供たちにこういう機会やから行ってほしいという思いと、そこに対して、引率する親のチケット代まで出すという、無料で、その財政支出をするということ自体を問うているわけなんですけれども。

それを行ってほしいから、親のチケット代まで無料にしますという、これは財政支出としてはどうなんでしょう。ちょっと根拠薄いちゃいますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井 匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

4歳から小学生の子供が、1人で万博にまで行けるかというのはなかなか行けないと思ってます。そういう意味で、引率者を、保護者の引率者を補助したいという意図でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

子供の費用負担もすること自体、私たちおかしいと思っているんですけども、その子供たち、100歩譲って子供たち無料のチケットあると。親自分でお金出して行くのが本来ではないかと。行きたい人がやっぱり自分の費用を出していくべきものだというのが、本来普通です。子供無料やから、じゃあ親もお金出して行こうかと。連れていかなあかんしなというところを、なぜ行政が無料の1人大人無料にしてするのかというところのその根拠をもう少し詳しくご答弁いただきたいと思います。

副委員長（前川和也議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

子供たち、4歳から小学生の子供というのは、1人で万博行きませんので、その保護者に対し、行きやすくしていただくため、経済的負担を補助するという形で、親御さん1人の入場料を補助したというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

行きやすくするために、ただにしますよということで、行きやすくする。いや、それは、やはり、お金持ちはる人は、そんな自分でお金出していくよという人の分まで無料にするわけですね。必要のない、そんなん自分でお金出して行きますよという方にまで無料にするわけですね。そこまでして、行かさないといけないものなのかというところの、そこです、その支援の必要な方に支援をするということが基本的な考え方であろうかと思いますが、支援の必要のない人にまで楽しみで行く費用を行政が負担するということは、ちょっとおかしいのではないかと、普通に考えるとそうなるんですけれども、もう少しね、そこまでして出す。補助を出す、かなりの高額納税者の方にも無料のチケットで行ってもらおうということなんですから、そこまでする、財政支出をする必要性はどこにあるんでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

副委員長（前川和也議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

万博というのは、一生に1回大阪であるかどうか分かりません。そういう万博で、先進的な技術を見て、将来的な夢とかというのを感じ取ってもらいたいというところで、できるだけ子供たちに行かせてあげたいというところで、保護者の方、引率の保護者を補助したいというところでございます。よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そこまでいいものであるならば、お金を出してでも子供を連れていくよというのが本来の在り方ではないかと。そこまでしないと行ってもらえないというものであるのかなと、裏を返せば、いうことで、無料にしないともう行かないから無料にしますというふうに聞こえるんです。

ということなので、やはり行楽で行く部分がほとんどです。行って勉強してきたらと言って、勉強だけじゃないですね。ここやっぱり家族で行く楽しみの費用を行政が負担するということについては、どうもちょっと財政支出するのはおかしいのではないかとという疑問は、払拭ちょっとできません。

ということで、あとは、市町村の負担、それぞれの判断でしないというふうに、東大

阪市であったり、交野市のほうでは、何かそういうねニュースの報道とかでは、2回目、行政は子供の分もお出ししませんというふうに判断しておりますけれども、やはり、それぞれの判断でしない選択もあるわけですよ。

ということで、忠岡町は、それは出すという選択をされておりますので、非常に危険なところに連れていけいけと言っているふうになっているというふうには、ちょっと指摘はさせていただきます。

もう1点、すみません。

この960万円の根拠ということで、4歳から18歳までの子供のチケット代、そして、4歳から中学生までの引率者の大人のチケット代ということが入っているんですけども、これチケット代って様々買い方、行く時期によって金額がばらばらなんですけれども、前売り券と開幕してからの券とは、また値段が違いますし、夏休みとかそういう時期は何か違うとか、いろいろそういう金額にかなりばらつきがありますので、上限です。どういう計算というんでしょうか。完全に無料というのか、大人は何か一番高いのやったら7,500円というのもあったりとかするらしいですけども、どういう、幾ら補助するのか、上限あるのかとかいう、その辺についてはどういう根拠で960万円にされてるんでしょうか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

この960万円の積算の内訳でございますけれども、まず、議員最初におっしゃっていただいた4歳から18歳までの招待の入場料分が300万円弱でございます。

その残りが、今回、引率補助者に係る費用と考えておりまして、こちらにつきましては、1日券7,500円という価格設定を上限ということで想定して限度額としているというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうしたら、大人、一番安い前売りでしたら4,000円ぐらいの部分からあるんですが、7,500円が上限という最大の部分で全て計算されているということですね。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうしたら、4,000円の方と7,500円の方で3,500円の差が出てくるということで、前売り券で買われたら安いというところもありますので、その差があるけれども、これはどのように、本人さんの負担が要らないように、最初から無料というふうな扱いになるのか、それとも後で、補助的にお金が入る、振り込まれるというか、返ってくるのかという、ちょっとその方法はどういうふうになってるのでしょうか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

すみません、補助申請の技術的などところについては、実はまだ制度設計のほうがかっちと構築できておりませんので、今後のお話になってございます。

今、想定しておりますのが、事後の補助申請という形になります。行っていただいた、子供さんと行っていただいた記録を持ってして、申請いただいて、振り込ませていただくような形なのか、現金なのかというところはまだあるんですけれども、そういう事後での補助という形で今のところ想定してございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

制度設計はまだやけれども、事後、行ったという証拠というか、それに基づいて補助申請をしてもらって振込をするという形だということですね。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

もうこれでよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとすみません、お聞きしたいんですけど、金額的な部分はここに上がっている960万円という予算額なんですけど、実際、じゃあこれ令和7年度から業務開始したときの職員のマンパワーというところで、どれぐらい労力とか時間とか取られるんですか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

基本的に、今そのマンパワーについての想定はまだまだできていないところなんですけれども、経営戦略課の担当の中で処理できるかなというところで考えてございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

担当は経営戦略課というのは、分かってるんですけど、要はこれチケットを買われて実際行った方の精算というんですか、実際にお金をお支払いするというその手続を町の職員の方がされると思うんですけど、結局これやるとなったら、その事務に手が取られるわけでしょ。だからそのマンパワーも公費のうちの一部ですので、どれぐらい取られるのかというところを知りたかったんですけども。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

極力、できる限り、その辺の部分については、住民さんも職員のほうもちょっと省力化できるような形でということも考えておりますので、住民さんにわざわざ役場までご足労いただくということもないような形で、オンラインでの申請も、もしできるのであればということで、今ちょっと検証をしているところでございます。

職員につきましては、例えばオンライン申請でできるのであれば、そこで全て完結していきますので、実際は補助金を支出するような内部事務処理的な業務にとどまってくるのかなというところで考えておりますので、経営戦略課の中でも、ちょっと今何人というところは、もう全て兼務になってきてきますので、何人そこに貼り付けるのかというところはあるんですけども、今現状、そこを専属で1人当てますよというようなところでは考えておらないところです。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今、オンライン申請検討されてるということですけど、それは大阪府のそういうシステムというか、これ参加した自治体全部同じ、何て言うかな、そのシステムを使うことになるんですか。というのが、今のご答弁だと、まだ決まってないようなご答弁でしょ。だから、そこが府内全体的に未定なのか、ちょっとそこが分からないんで教えていただきたいんですけど。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

この補助、保護者の方の補助につきましては、町内独自で電子申請ホームというのを導入しておりますので、それを我々で構築して実施していくというふうな想定で考えてございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、子供さんの分はもう既存のというか、システムで、町独自の部分、保護者さん随行者1名分の補助の部分は、町独自でまたシステムというか何かそういうオンライ

ン申請できるようなものを構築今後していくということなんですよ。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員おっしゃるとおりでございます。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこは、もう費用かからないんですか、今後。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

一応、全庁的に使える電子申請フォームというものを、もう既に導入しておりまして、そのランニングコストが通常かかってくる部分だけでできますので。実際、今回、調整給付のほうも、一部実証として、オンライン申請をしておりまして、結構たくさんの方がオンラインで申請いただいているというところで、今進めております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあその町独自のオンライン申請のそのシステム構築する部分に関しては、もう今後、これ以上の予算、費用負担は発生しないと思っていいですか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。ありませんか。

北村委員。

委員（北村 孝議員）

質疑いますか、確認なんですけども、先ほどから楽しむために、保護者1名つけていくんかいうところにあるんですけど、私の認識としては、年齢も区切ってるいうところで、やはり小さいお子さんが行きたいのに1人で行くのは危険性とか事故性の部分が伴うので、その点について保護者を1名つけていくという認識をしているんですが、その辺は違うんでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

その理由もございます。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他にご質疑ございますでしょうか。

副委員長すみません、私ちょっと質問させてください。

副委員長（前川和也議員）

委員長が質問されますので、交代いたします。

委員長どうぞ。

委員長（松井匡仁議員）

私から2点質問をさせていただきます。

今回、この予算960万円、先ほど内訳をお伺いいたしました。親御さんの分は7,500円掛ける人数分ということでございますが、これ子供の数に親御さんの人数大体マックスで想定した金額やと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

今回これを抽出する時点で、子供さんがいる世帯数を実際のシステムのほうから

抽出しておりますので、それが大体880世帯ございましたので、そこから金額を掛けているという形でございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

これは、親御さんの数のマックスの人数を掛けているという認識でよろしいのでしょうか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

はい。

副委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

マックスでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

ということは、全員が行くわけございませんので、必ず余ることになる事業だと思います。余った金額は、今現時点では考えていらっしゃらないと思いますけれども、余る想定で立てた予算でございますので、余ったらどうのこうのというのは考えていらっしゃいますか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員おっしゃるとおり、限度額ということで今マックス取らせていただいている状況ですので、結果論として、不用額出る可能性というのは、大いに出てくるのかなと考えております。

その部分につきましては、決算対応上、不用額として流すのか、大きな金額が残ってくるのであれば、年度途中での議会での減額補正というようなところも想定には入れてございます。

ですので、これを別のものに何かを使うとか、そういったところは今のところ想定してございません。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございます。余ったからいうて、また万博関連でこれに使うかとか、そういうのはやめていただきたいと思っておる質問でございます。

もう1点、答弁をお伺いしております、これ事業自体を経営戦略課がこれから担当をしていくというご答弁のように聞こえましたんですが、最終的な窓口、勝元委員もちよつと質問されてましたが、親御さんからの対応や質問やら、いろんなものに対しても、もう教育なんかの手を借りずに、経営戦略課一本でやっていくというお考えでよろしいんでしょうか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

現状では、万博担当の総合窓口というのが経営戦略課になってございますので、今回、もう全て、それを経営戦略課のほうで担当するという形で想定はさせていただいております。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長、どうぞ。

委員長（松井匡仁議員）

はい、ありがとうございました。

では、すみません、ここでちょっと、うち会派からお預かりしてきました質問をさせていただきたいんですけれども、3点ほどございます。

これ、今回ちょっと拡大をしていただきまして、4歳から中学生の皆さんの保護者となっておりますんですけれども、今、北村委員からもお話ありましたように、答弁でもあったんですが、子供が安全に行けないと、1人では行けないという説明がありまして、そのための保護者ということであるのであれば、ゼロから3歳の方も対象にしたったら、もうお金どっちみち余るんですから、したったらどうやという意見が1つございます。

いかがでしょうか。

副委員長（前川和也議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

副委員長、すみません、物心つくのは多分4歳ぐらいかなと思うんです。そういう意味でも、うちは4歳から補助したいというところでございます。よろしくお願いします。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。もう1点、高校生はこれ対象から外れてます。友達同士で行けるやろうということでございますんですが、高校生でありましても、中には身体的な障害を持たれたり、療養などの手帳を持ってる方というのがいらっしゃるかと思います。こういった方の保護者などは対象に入っておられるというふうに聞き及んだ記憶はあるんですが、確認でよろしいでしょうか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員おっしゃるとおりで、想定のほうに含まれております。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

では、最後に、これうちの三宅議員です。もう実はチケット買うてるようでございまして、チケット買うのにかなり携帯電話の使い方がすごく入手方法難しかったようでございます。

今、システム親御さんの分については、忠岡町独自で簡単なものを設定されるという答弁ございましたんで、ちょっと危機感は和らいだのかなとは思いますが、この辺、また分からないのであれば、できましたら、職員の中でサポートできる職員というのをお一人庁舎内に兼務でいいんで、設置していただけないでしょうかということなんですが、いかがでしょうか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

サポートデスク的なところというふうなところだと思うんですけども、実は、大阪府と大阪市のほうでは、9月から、府・市の公共施設でありますとか、あと大型ショッピングモール等で、そういったお年寄りでなかなか携帯で、スマホで、チケット購入できないよというような方に向けて、サポートデスクというのを、そういう場所に順次設置していくというふうなことで聞いてございます。

忠岡町におきましては、なかなかちょっと経営戦略課のほう担当なんですけれども、おっしゃっていただいているように、庁舎内のどこかで1つブース設けてそこに張りついてというところは、ちょっとマンパワー的に難しいかなというふうに考えておりますけれども、チケットの購入等、そういった分からないところがあれば、うちのスタッフのほうで対応していただきますので、全て経営戦略課のほうで窓口ということになってございます。その周知のほうも、また何らかの形でさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。よく分かりました。これ関連経費含めると10兆円を超えるような大イベントであります。その辺は、深く認識していただきまして、どうせやるなら中途半端にやらず、安全には強く配慮しながら、徹底的に行っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

副委員長（前川和也議員）

お返しします。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

反対討論で。

委員（是枝綾子議員）

反対討論で。

日本共産党の意見申し上げます。

6月議会でのシステム利用の委託の議案の際にも、反対討論で述べましたが、万博会場の夢洲は、建設現場でメタンガスが引火し、爆発事故が起こるなど、メタンガスが至るところで発生している危険な場所であります。

災害時の避難計画でも、3日間かけて船で輸送して、夢洲から救出するという大変不十分なものであります。そのようなところに子供を招待するなど、安全確保の点からも、行政がすべきではないと批判をいたしまして、反対をいたしました。

今度は、その子供だけでなく引率の親の分まで無料にするという、どこまで万博に動員をしようとするようなものなのか。1回目は学校からの遠足で行くのに、2回目も行かそうとしていると。万博は行きたい人が、2回目、自分の費用を出して行くべきものだとは私たちは考えております。2回目は家族で行く。つまり、楽しみで行く費用を行政が負担をするという必要性は全くありません。むしろ無料にしないと万博に行かないということを行っているようなものではないでしょうか。

以上の点から、この債務負担行為の補正に大阪・関西万博子供招待事業の960万円限度額については認めるわけにはいきません。反対をいたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、賛成討論ございますでしょうか。

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

万博とは持続可能な開発目標達成の貢献と日本の国家戦略Society 5.0の実現ということで、国家の事業になっております。

子供たちが行きたい子が選んでいける、私はその形がすごくいいと思っております。やっぱり行けない、行けるという選択肢が広がる必要があると思いますので、この議案には賛成いたします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、反対討論ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

反対の立場で討論させていただきます。

私も6月議会のシステムの予算のときに、反対の理由を述べさせていただきました。おおむね同じ理由なんですけれども、もともとこの万博費用に対して、住民の方からも生活苦しいのにもっとほかに使うところあるやろうという声が出てるといふ部分は、そ

こは変わってません。ですので、そこが一番の理由です。

この万博、確かに子供たちに行ってほしいというのは分かりますけれども、行きたい人、行きたいご家庭は支援しなくても行きますし、この今回のこの債務負担行為に含まれているように、支援の必要のないお金持ち世帯というんですか、行政が支援しなくてもいい、公費負担しなくてもいい世帯まで含めて、忠岡町が公費負担するというのは、やはり行政の施策としてなじまないとも思います。

どこまでも、この万博への参加というのを、イベント参加であって、娯楽なんです。余暇の部分です。ですので、行きたい方にはもうご自分たちで行っていただいて、6月も申しましたけれども、行きたくても行けないというご家庭があれば、それは行政が支援すると、手を差し伸べるのが本来の行政のやり方だと私は思います。

忠岡町民は、もう既に大阪府民として、十分大阪万博に対して公費負担負担してます。ですので、これ以上また町民が、さらに負担するというところは、住民の理解も得られない。しかも、当初500万円で上げてきた額を一部の議員の方、会派の方の声を聞いて途中で960万円に増額して議案を変更したという理事者側の根拠揺らいでいるというんですか、意志の弱さというんでしょうか、そういうのも垣間見えます。

忠岡町役場は、どっちのほうを向いて仕事をしているのか、誰のほうを向いて仕事をしているのかと本当に思ってしまいました。そういう議案上程の姿勢そのものを見ても、ちょっとこれはいかなものかと思わされてしまうところがあります。

ということで、娯楽に、また支援する必要のない富裕層といいますか、そういった世帯も含めて公費負担しているという部分、何より忠岡町の貴重な財源960万円もこのイベント、娯楽に使うというところは賛成しかねるということで、反対申し上げさせていただきます。

もう1点、先ほど賛成討論で、国家事業だからとおっしゃってましたけど、その国が進める事業だからということで、みんな行かなくてはいけないんだみたいな、そういう発想こそ、私はちょっと怖い発想しそやなと思ってます。それこそ、これ子供を今回動員してますけれども、自由でいいんですよ。行くも行かないも、国民住民に任せたらいい話で、国が進めている施策だからというのは、ちょっと戦前戦中の日本をほうふつとさせるような発想で、ちょっと怖いなと思ってしまいました。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

他に討論ございますでしょうか。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

前川副委員長。

副委員長（前川和也議員）

私は、賛成の立場から討論させていただきたいなと思います。

私は、これは完全に娯楽とかレジャーという類のものではないと思ってます。

世界の先進技術に触れたり、世界の人々と触れたり、世界につながれる場、ひいては平和にもつながる場であるかなというふうに思ってます。

こういう大きな国家事業が、この大阪で、行ける距離で開かれるというのは、本当に生きていく中で、1回あるかないかというような中、来年、この万博がこの大阪で開かれるというところで、そういう万博に、行ける機会を行政が提供するというのは、まさしく私は予算措置に十分資することかなというふうに思ってます。

できるだけ一人でも多くの子供に行っていただきたい。その方の子供たちの引率者を補助を出して、引率者にもサポートするという事は、十分に行政としてやっていくべきことであるかなというふうに思ってますんで、この議案には賛成したいというふうに思ってます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

他に討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようです。これで討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を求めます。

議案第41号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。起立多数でございます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）についてを本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明を求めます。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明をさせていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,543万円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億2,022万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、後ほど事項別明細書により総務事業常任委員会に係るもののみご説明をさせていただきます。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

それでは、45ページ、第2表の債務負担行為補正をご覧ください。

債務負担行為の追加でございます。事項は、文書管理システム及び電子決裁システム導入業務委託で、期間は、令和6年度から令和7年度までとしており、限度額は2,114万4,000円とするものでございます。

本事業は、文書管理システム及び電子決算システム導入業務に係る契約を今年度締結する予定としておりますが、業務が年度内に完了する見込みがないことから、限度額2,114万4,000円の債務負担行為を令和7年度まで設定するものでございます。

次のページ、第3表地方債補正をご覧ください。

地方債の変更でございます。今回の変更は、令和6年度の普通交付税本算定の結果に基づき、臨時財政対策債の限度額を当初予算額から増額するものでございます。

起債の目的は、臨時財政対策債で限度額を1,700万円から129万円を増額し、1,829万円とするものでございます。

続いて、49ページをお願いいたします。

歳入で、第10款第1項第1目、地方交付税で、補正額5,205万円は、普通交付税でございます。

次のページにまいりまして、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で3,461万3,000円の減額でございます。

第19款第1項第1目繰越金で、補正額1億742万円は、前年度繰越金でございます。

第21款第1項町債、第10目臨時財政対策債で129万円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、人件費を計上している各費目におきましては、職員の人

事異動等に伴う調整額を計上しております。

第2款総務費、第1項総務管理費、第7目基金費で、補正額1億700万円は、財政調整基金積立金でございます。

次のページにまいりまして、第12目災害対策債で、補正額237万6,000円は、防災行政無線操作盤主制御装置修繕料でございます。

第20目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業費で、こちらは物価高騰対策事業者支援金を町立小中学校給食費助成金に予算組み替えをするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、議案書45ページの文書管理システムの件なんですけど、これもう私、議員になる前から、やっと10年越しで電子決裁にしろしろと言ってて、やっと導入していただけるということで、よかったなとは思ってるんですけど、結局事業が伸びてるから今年度中に終わらないんですよ。その伸びてるというか、今年度中に終わらなくなった具体的な理由をお聞きしたいんですけども、お願いします。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

今、プロポーザル方式で業者を選定している段階でございます。その仕様を詰めていく中で、やっぱり設定作業であるとか、実際の導入にかかる期間というのが、年度内に終わる見込みが、その時点でちょっと判明したというところで、今回債務負担行為を上げさせていただく運びになったというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、仕様を詰めていく中で、当初の何て言うか、見積りというか、見込みというんですか、事業の設計というか、よりも、作業がちょっと難航しているということなのか、それとも仕様内容を増やしたりとか、当初考えていたシステムの仕様内容って多分あると思うんですけど、それに、例えばいろんな機能、これも追加しようかとかとなって、仕様内容そもそもボリュームアップして、それで遅れてるのかとか、ちょっとそこら辺を教えていただきたいんです。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

仕様内容、特に追加というものではないんですけども、この令和6年度の総務課の体制で、また中身を再度仕様等々も再度精査した上で進めていく中で、一定の時間を要したというところで、そのような形になっております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ特に、当初計画というか、考えてた仕様内容からはそんなに大きく変わってないというか、当初どおりということによろしいですか。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これ導入していただくのは大変ありがたいというか、もっと早くにと思ってたんですけど、気になるのが、私が何ですと従前からこれ電子決裁入れろ入れろと言ってたか

っていうところが、結局職員のその文書事務でぶっちゃけて言いますと、不正予防ですよ。紙でやってると、幾らでも書き換えたりとかね、うそ書いたりとかできる部分もあつたりとか、実際私もいろいろ関わっている中で、それちょっと文書不正というか、かなり不適切な事務処理ちゃうかと、何度か指摘させていただいたことがあるんですけど、今回これ導入していただいたら、特に、何て言うんですか、私が気にしてるのは、結局は、公文書偽造とかそこら辺のことなんですけど、せんだつても結局別の職員が別の職員になりすましてというんですか、その職員の名前勝手に使って、起案決裁文書をつくつたとか、既に終わつて完了している施行済みの決裁文書の中身をそっくりそのまま消して、また上書きで新しく公文書つくり変えてたとか、そういうこと度々私も実際遭遇合してるから、聞くんですけど、そういうことを仮に今までやってもばれなかつたでしょう。というか、特段見つけたときしか分からへんかつたけども、今後このシステムを導入して、そういうのがきちんと見つけれるような体制になるのかとか、見つけたときとか、どういうふうに、町として対応を変えていくのかとか、そこら辺は考えておられるんですか。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

このシステム導入に際しまして、そういった今おっしゃられたようなことが物理的にしない、またできないようにしていくというところは、また仕様の中で調整していくかなとは思いますが、そもそも今おっしゃられてる部分というのは、職員の意識の問題であつたりとか、常日頃の文書管理に対する取組であるというところが大きいかなと思いますので、まずもつてそのあたりは、文書管理担当のほうから研修等を通じて徹底してまいりたいというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

1個ちょっと確約というか、ご答弁いただきたいんですけど、このシステムを導入していただいて、今まで細かい具体的なことは指摘させていただいてますけど、きちんとそういう誰がいつどういうふうにやったかというデータ、ログです。ログで残るように、そういう仕様にはきちんとしていただけるということによろしいですか。結局、そこが揺らぐと、この電子決裁システム入れる意味がないんですよ。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

すみません、そのあたりにつきましては、選定業者の仕様で、どのような形で表示されるか等々もございますので、明確に必ずできますとはちょっと申し上げにくいんですけども、記録というところは残るような形では出てくるかなとは思っていますので、そういったところも、必ず追跡というか、追いかけるような形では調整してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今の答弁だと、プロポーザルなので、価格だけじゃなくて、いろんな仕様の中身も含めた企業からの提案になると思うんですけど、じゃあ業者の提案内容によっては、今言ってるような必須の項目というか、必ず入れるべき項目というか、仕様が入らない、入ってないシステムになる可能性もあるように聞こえたんです。そこは、逆に、忠岡町側が、もうこういう仕様にするのと仕様書に盛り込めないんですか。盛り込んでいただきたいんですけど。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

そのあたりは、町のほうの仕様というところで、必須項目には一応挙げてはおりますので、おのずと、今言っているログの部分であるというのは、追いかけるようにはなるかなとは考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

くれぐれもシステムを導入して施行してから、何か問題あって、ああこれシステムの

仕様で確認できませんねんとか、そういう逃げ道というんですか、そういうことないよ  
うにだけ、仕様をきっちり固めてくださいと、ここは重々申し上げておきます。それで  
質問を終わります。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

同じく、この45ページの債務負担行為の補正の文書管理システム及び電子決裁シス  
テム導入業務委託の限度額2,114万4,000円についてですが、これは、今、ま  
だ契約はされていないのでしょうか。今の状態はどのような状態になってるんでしょ  
うか。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

プロポーザル方式で、業者の募集募りまして、契約前の状態になっております。選定  
段階です。

委員（是枝綾子議員）

選定段階ですね。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

優先交渉権者は選ばれてはいる状態でしょうか。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

これからとなっております。今選定段階というところです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうしたら、幾つかちょっと契約方法、プロポーザル方式にされているというところで、ちょっとお聞きしたいんですが、何社、このプロポーザルの募集に参加しているのかという点と、あと、なぜこれ入札ではなくてプロポーザル方式を取られたのかという、この2つをお聞きしたいと思います。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

1点目のご質問なんですけど、まだちょっと選定段階でございますので、参加業者数は、まだ非公開となっておりますので、申し訳ありませんがよろしくお願ひします。

2点目のご質問につきましては、やはりこういったシステム電子決裁システムの導入等となると、やはり値段だけではなかなか選べないというところがありますので、各事業者さんの提案していただいて使用感であるとか、中身を見させていただいた上で、予算面等も総合的に勘案して業者様を選ぶというような形がベストかなというところで、プロポーザル方式を選定しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

何社参加しているのか、今は非公開であるということなんですけれども、忠岡町のプロポーザルのこれまでの応募状況を見ますと、参加が非常に少ない、1社2社、もう3社来たら多いほうですという、こういう競争で、その提案の中身が、もうすごくいい中身があればいいですけど、少ない中でその提案という中で限られた中で、もうそこに決まってしまうたら、それでいくということで、非常に、これ本当にいいんだろうかというような中身の部分も、例えば非常に思ったのが、忠岡町のホームページが非常に、かえって具合悪くなっているという評判が非常に悪いとかいうことで、でも応募してきたところが少なかったし、そのシステムになってしまったらそれということで、あまりいろいろとできないという、何かそういうプロポーザルだと、なかなかその事業者が提案したところに、かなりちょっと規定されてしまうというところがあるのではないかと、文書管理システムとか、電子決裁システムで、いろんな使用感とか、いろ

いろという、そういう広がりというか、提案をしてもらう、何かそういうものではないような感じも思うんですけれども、その値段の競争には、あまりなかなかならないと思うんです。内容がどうかで、値段も変わってくるということで、こういうことをつけてますよということで、高くなったりとか、非常に、これは、入札であれば、こういう中身でお願いしますということで、そして、値段の競争があつて、価格の競争がされるというところがされますけど、あまり価格の競争がないような気がします。プロポーザル方式だと。

ということで、こういうプロポーザル方式ではなく、入札方式でされたほうが、早くに導入が決まったのではないかなと。プロポーザルは結構時間かかると思いますので、選定するまで。

ということなので、ちょっとこれは、プロポーザル方式すべきことなのかなというふうに、ちょっと疑問がありますが、どうしても、やっぱりプロポーザル方式でないと、駄目なのかというところで、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

すみません、先ほどの答弁と重複するところはあるとは思いますが、やはり中身、そういった文書管理システム、電子決裁システムというものの類は、一定仕様を示して、入札、一番安いところで決めるというよりかは、やはり一番忠岡町に合った形のものを導入するというのが、最善の方法かなというところでプロポーザル方式を進めさせていただいているという次第でございます。よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうしたら、そのプロポーザル方式に募集をするにしても、一応その仕様書を作ったりとか、どういう中身でとか、そういった募集をする際に、どこかにこれ全部職員で全部それをされたのか、それともどこかのコンサルタント会社に委託して、そういうのをつくってもらったのかという、ちょっとそのあたりをお聞きしたいんですが。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

職員のほうで作成しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

職員の方でされているのであれば、そこまで仕様書もつくられてるのであれば、入札にもできたのではないかなとは思いますが、今もう最中であるということですので、それをやめてということにはならないかと思いますが、プロポーザルというのは入札ではないので、随意契約ということなので、なかなかその選定の過程が不透明であると、今何社か参加していますかということも言えないという。こういう状況であるということなので、やはり選定の過程に不透明性があるし、非公開であるということがやっぱりありますので、やはりプロポーザル方式で付すべきではないなというのは、ちょっと意見としては申し上げておきます。

あと。すみません、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

もう1点、文書管理システム及び電子決裁システムに関してですけれども、この文書管理システムは、文書を作成していない場合は管理できないということでもありますね。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

文書を作成していないと、だから公開できないという、そういう議会でもありましたし、このシステムとか電子決裁システム、いい中身を導入したとしても、その使う職

員さんの事務の在り方というところがきっちりしてなかったら、このシステムが生かされないというところがあるかと思しますので、その点についても、併せてシステムを今これから作っていくということと併せて、やはり文書管理における職員への徹底ということもはされるというお考えはありませんでしょうか。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

すみません、先ほど勝元委員の答弁の中でもお伝えさせていただいたんですけども、まずもって職員の意識、文書管理に対する姿勢というところは、研修等々を繰り返しやっていって周知徹底してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ぜひ徹底していただきたいと思います。

続けて。

委員長（松井匡仁議員）

はい、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

46ページの地方債の補正に関してですけれども、これは、地方交付税が増額に伴ってという説明で、129万円増額地方債限度額を補正するということですが、標準財政規模が増えたということに伴って、地方交付税増えたということで、だったら全額地方交付税で交付されるのかと思いきや、またしても臨時財政対策債でと組まれるということなんです。その臨時財政対策債、例えば51ページの町債で、129万円、臨時財政対策債、発行できると、発行可能限度額いっぱい組まれていると思いますけれども、この129万円、起債ですね、借金というか、後年度で元利償還は全額地方交付税に算入されるということであり、実質の地方交付税だというふうになっていますけれども、これを組まないとななるのかと。臨時財政対策債、組まない場合はどういうその後との財政的な扱いがされるのかということについて、教えていただきたいんですが。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

限度額いっぱいまで予算を確保しておかないと、限度額いっぱい臨財債を発行できないというようなことになります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

臨時財政対策債を今回発行しなかったら、今発行しなかったら、もう発行できないということなんですか、この時期に。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

当初予算で、1,700万円組ませていただいております。今回、本算定、普通交付税の本算定で忠岡町の発行可能額というのが1,829万円という形で算定されましたので、今回その差額を9月で補正させていただきます。

この差額分をきちんと予算上、計上しておかないと、実際、地方債、臨財債を借りるときに、今の状況、補正をしない状況であれば、発行可能額が1,829万円であるにもかかわらず、1,700万円しか借りれないというような事態になるということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのことは分かるんですけども、臨時財政対策債、一応起債で借金の扱いにされているということで、そのことがありますので、臨時財政対策債発行しなくても済むのであればしないで、そうしたらその発行したという扱いとして、次年度以降、地方交付税にその分発行しなくても発行したと同様の交付税算入がされるのかどうかというところをちょっと確認したいんですけども。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員おっしゃるとおり、ここ数年で、臨財債のほうはかなり発行可能額減ってきているというところがございます。これイコール、交付税原資になる国税収入が伸びてきているという想定からこういうふうになっているというところがございます。正直なところこの水準までできますと、本町においても、もう発行しないでおこうかというようなところも、実際選択肢として、私の中にもあるというところがございます。

おっしゃっているところの部分の発行しなくても、交付税の中で算定されるんですよねというところがございますけれども、これにつきましては、制度上そういうふうになっておりますので、発行しなくても、交付税上はそこに数字が入るという形になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

発行しなくても済むのであれば、そのほうが1人当たりの起債残高幾らというところとか、経常収支比率とかいろいろ、そういったところでも関わってくるというふうなこともありますし、だから、発行してない自治体もあるわけですよ。発行したと同じ扱いで、元利償還したという扱いで、地方交付税に算入されていくというふうには、ちょっとお聞きしているので、やはり臨時財政対策債、忠岡町の決算の状況を見ても、50%ではないけども、半分近くに、忠岡町の起債残高の半数近くを臨時財政対策債が占めているという状況であるということなので、これを、これ以上限度額いっぱいいっぱい129万円なの、で限度額いっぱいいっぱいまで発行しなくてもいいのではないかなというふうにも、ちょっと思いましたので、一応発行、最終、決算どうされるか分かりませんが、一応予算的には発行可能額、限度額まで一応計上しておくという考え方だというふうに、ことだということで分かりました。

もう1点。

委員長（松井匡仁議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

すみません。もう1点ですけれども、52ページの歳出のところ、積立金です。財政調整基金に繰り越した1億700万円全額積み立てておられます。財政法上は2分の1以上積むことということになっておりますけれども、全額積み立てをされたということなんです、その全額積み立てた理由についてお聞きしたいんですけれども。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

全額積み立てた経緯でございますけれども、我々サイドとして、第2次財政健全化計画を実施する前に、財調が枯渇したというところが、過去の歴史としてございます。

そこから、健全化計画やっていったものの、かなり基金残高が少ない形でやっこのコロナ禍のどたばたを得て、基金残高が平成以降、かなりもう最高額というぐらいのところまで復元できているという状態でございます。

特段、剰余金に関しましては、あくまで法律上2分の1以上という形になってございますので、ずっと実質収支がきちっと黒字で出てくる状況になったときに、できる限り財政調整基金に積んでおこうということで、忠岡町としては、毎年剰余金については、全額財政調整基金に積ませていただくというふうな方法を取っているというところが、今回全額積ませていただいている理由の全てでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

全額積み立てた理由を、今、お聞きしましたけれども、ご答弁ありましたけれども、この1億700万円のうちの半分以上積みばいいということですが、例えば半額で5,000万円あれば、物価高騰対策、今すごく物価が高騰しているので、これに対しての住民への様々な手当が緊急に補正予算ですから、緊急にこれ通ったらできるということにもなるので、やはりそういったことに、余ったお金は有効に、住民の方に使うというのも、この補正予算の任務ではなかったかなというふうにも思います。

この1億700万円積み立てると、決算の資料を見ると、現在の年度末、令和5年度の決算では17億円、財政調整基金がたまっておりますけれども、これ1億7,000万円足すと18億円を超えるということになるんでしょうか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

積立てが、すごくこんなに増えてきているのに、一切、今、求められている物価高騰対策というところが、なかなかされていかないというところのアンバランスさというところで、やはり住民の暮らしを支えるような使い方にすべきではないかなということは指摘させていただきます。

もう1点、53ページの修繕料に関してです。

防災行政無線の操作盤の主制御装置の修繕料ということで、237万6,000円が出ているんですけども、この防災行政無線、聞こえにくいということで、なかなか技術的にも難しいから受信機、そんなにも高いし無理やということで、違う方法で、登録させて、放送した分が、後で聞けるようにとか、様々な方法を取っておられるんですけども、この防災行政無線、そうしたら、そんなね何億円もかけてやったという意味があるんだろうかというふうにも思うんです。デジタルになりましたいうけど、かえって聞こえなくなった地域が増えたというふうにも、ちょっとお聞きするので、これについて、聞こえる方はいいけど、聞こえない場所というのがもう分かっているんで、非常に不公平な防災行政無線だなというふうにも、ちょっと感じます。

それについての対応というのは、もう電話で登録してくださいということでもう済ませてしまおうということが終わっているのか、引き続き、この事業者にきちんと聞こえるようにちゃんとやってくれというふうに言っていらっしゃるのかどうかということですね。それをちょっとお聞きしたいんですけども。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

ただいま委員ご指摘の、この防災行政無線の必要性というところを鑑みての、結果的には聞こえにくいというところのご指摘については、従前から議会等々ではご指摘いただいております。

今回も、さきの一般質問でもいただきましたけども、聞こえにくいという理由につきましても、現在の建物の構造上というところと併せて、いろいろと問題がある中での答えについてはさせていただいたところでございます。

委員も今言っていた聞こえにくい部分に対しての対処法というところにつきま

しては、これは本町におきましても、電話、ファクスでの発信というところの部分についても、住民の方々にはご周知させていただいているところでございますけれども、実際、現在におきましては、そういった住民の登録者数が少ないというところでの認識は本課といたしましても正直しておるところではございますので、今後そういった聞こえにくい対応策というところの電話、ファクス等々での発信について、今以上に、その発信を強化するというところにおいて、今後、考えていきたいというところで思っておる状況でございます。

また、併せて、業者にも、従前からこういった行政無線については、聞こえにくいというところを当然ながら投げかけてはございます。

つきましては、いろいろ策を講じていただくということの提案をいただいている状況ではございますけれども、今月中になろうかと思いますが、従前からご指摘いただいている聞こえにくいというエリアについては、一定特定しておるところではございますので、業者の方々にも実際現場のほうに来ていただいて、そのポイントポイントに、一応立っていただいて、実際スピーカーからの音を確認していただくというところの訓練放送というところも、併せてちょっと今月実施をさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただけたらと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

登録者数が少ないというところで、じゃあ登録しない人が悪いのかいうたらそうではやっぱりないというところもありますので、忠岡町は聞こえにくいエリア、ちゃんと特定して、そして、それについて、対応していこうということではいただいているということは分かりました。聞こえにくいエリア、特に大津川の川沿いのところあたりが聞こえにくいというお声が結構あるので、これは、防災無線としては、この大津川エリアというのは、一番、洪水とかそういうところの危険がある地域でありますので、やっぱりこの一番届かない、行政からのいろんな避難であったり、情報が届かなくちゃいけないところに届かないというところは、認識していただいて、対応をやっぱり業者にもちゃんとやっていただいて、少しでも聞こえるようにということで、改善していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

ご指摘いただいたところも十分踏まえまして、できる限りの対応ということで務めさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長、あと最後。

委員長（松井匡仁議員）

委員すみません、時間が12時を迎えようとしております。委員の皆様、理事者の皆さん、このまま続けさせていただいてよろしゅうございますか。

（は い）

委員長（松井匡仁議員）

よろしくお願いたします。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、あと1点です。

53ページの物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金活用事業費のところ、まず、物価高騰対策事業者支援金1,918万6,000円減額になっておりますけれども、これは9月末まで延長されているけれども、減額補正になったということの、なぜこの1,900万円も減額になるような事態になったのかということ、忠岡町はどのように見ておられるのかということですが。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

こちらは、5月1日からさせていただいてますけども、もともと法人のほうは通知させていただいてますけど、個人のほうは通知するすべがないので、ホームページやLINE、広報等で十分に周知はさせていただいたところですけども、もともとこれはもう余る予定の予算で取らせていただいていますので、現在のところ、約半分ぐらい余ってるということで、次の活用ということで、当初からお話しさせていただいたものでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうしたら半分余っているということなんで、もともとは当初は、幾らの予算であつて、1,900万円減額となっているのか、もともとの当初の予算、ちょっと金額をお教えいただきたいのと、それ金額は決まっている分やと思いますので、何法人何事業者という予算を組まれたのかと、今現在のその申請されている件数、それをちょっと教えてください。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

当初の事業費の予算額が3,911万円でございます。法人が460件、個人が710件を見込んでございます。

委員（是枝綾子議員）

今は、申請されている件数ですね。

産業建築課（坂本健三課長）

すみません。8月30日現在の申請でございますけども、法人が308件、支援金の額が1,044万円、66.9%でございます。個人が241件、714万円、33.9%、で支払総額が1,758万円、全体の事業費の45%でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

法人のほうは通知がいつているけれども、ちょっとまだ6割から7割という状況だということで、それよりも少ないのが個人事業主のほうだと、710件を想定していて予算取ったけれども、241件しか今ちょっと申請がされていないということですが、これは申請されないという理由は何か、聞いたりとか申請しにくいとか何かそういう難しさがあるんでしょうか。どうなんでしょう。知らない。周知が足りないというところなのか。どこだと思えますか。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

まず私らは周知できるところで、いろいろは集中させていただいてますし、その個人事業主さんにつきましては、商工会さんからもお伝えはさせていただいてるんですけども、結果的にこのような状態ということになってございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

9月末まで延長されたとはいえ、もうあともう少しですので、申請漏れがないように、条件が合致する事業者については、申請ぜひしてくださいということで、また引き続き周知お知らせ、さらにしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

これからも、いろいろ周知はさせていただきますし、議員皆様にもお力をお借りして、もし申請されてない事業者さんおられましたら、またお声かけもよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしく申し上げます。

ちょっと、その組み換えで減額した分を使ってということなんですけれども、これは福祉文教常任委員会のほうに、町立小学校、中学校の給食費の助成は、福祉文教常任委員会のほうに付託されているということですので、これは、昨日それ聞いたんで、ちょっと今日言おうと思ってたんですけども、以上で、質疑終わります。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい、ちょっと聞き漏れと追加で。

聞き漏れたのが、52ページの議会費なんですけど、人事異動に伴う調整ということでおっしゃってたんですけど、これ議会の人事異動は何の分というか。

町長公室次長兼秘書人事課長（中定昭博）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定次長。

町長公室次長兼秘書人事課長（中定昭博）

議会皆様ご存じのとおり、事務局職員が対象になるものなんですけども、今1名育児休暇に入っております。本来であれば、出産日の前後で6週間、8週間というのが産前産後の休暇というのがございまして、ここは有休、給料が発生するところでございます。

これを当初予算の中で計上ができていなかったというのが、今回の補正で上げさせていただいた理由でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あとすみません、ちょっと戻るんですけど、45ページの債務負担、システムの件ですけど、私勘違いしてましたよね。さっきの質問、私が調べてなくて、この予算可決されてから業者選定に入ると思ってたから、まだやってないと思ってたんですけど、もう既にプロポーザル始めてるんですよというところでお聞きするんですけど、今、どこの段階にあるんですか。要は、もう応札を全部閉め切って、審査に入っている段階なのか、まだ公募中なのかとか、ちょっとどこの段階なのか、まず教えていただきたいのと、あと、これ年度またがってるから債務負担に切り換えはったんですけども、来年度のいつ頃、このシステム最終的に導入になるのかというめど、予定をお聞きしたいんですけど。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

すみません、今、公募が終わりまして、次のデモンストレーションといたしますか、ま

ず選定作業に入る段階でございます。

次のこれの導入時期につきましては、令和7年の8月末までが今のシステムの期限となっておりますので、令和7年9月からの導入予定となっております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。じゃあさっき言った仕様に入れたらええやんというのは、ちょっと無駄やったということですね。分かりました。

あと、これに附随してなんですけど、要はこれ電子決裁にさせていただいたら、要は、この電子決裁の中のさっき言ったログの部分ですよね。これまでも、もう既にパソコンのログの記録を開示請求しても、要は今の忠岡町の情報公開条例だと、公開の対象じゃないんです。なので、以前から総務課のほうにも、規定整備のほう、お願いしているんですけど、これ、来年度9月ですか、導入されるのであれば、それに向けて、きちんとこのシステムのログ記録もちゃんと住民が開示請求したら、開示してもらえるように、要は、公開の対象になるように、条例改正も含めて規定整備をどのようにお考えかというところをお聞きしたいんですけど。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

今、要はお示しの部分につきましては、全国的な実績も参考にしまして、また、方向性等々は調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうしたら、もうどこまでも、もう実際忠岡町で、そうやってパソコンのログの記録を開示しろ、見せられへんという現象が起きてるから聞いているんですけど、これ現状でいくと、そうやってよその自治体の現状を見ながら、ある意味、今まで忠岡町がやってきたコピーペーストの規定整備のやり方なんですけど、それをやろうとすると、多分導入に間に合わないというか、いつまでたっても規定整備されないと思うんですけど、じ

やあいつまでたっても、住民はその町政のいろんな問題の監視チェックできないということになるんですよ。

公開されないとなると、何か疑わしいことあっても調べられないでしょう。なので、聞いてるんですけど、今現状、忠岡町は、公開の対象じゃありませんということで、非公開という扱いにしてるから、パソコンのそういう電磁的な記録、ログって、開示請求しても出してもらえないんです。そこは、今後もずっとそういう状態が続くということですか。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

今回も、債務負担行為の議案の上程というところで上げさせていただいているので、今のご質問に関しては、またちょっと調査研究した上で、またご相談できればと思いますので、よろしくお願いします。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

議案の中身と直接関係ありませんけど、結局それに附随しているものなので、この導入と併せて、そういう規定整備もちゃんと町自治体として、行政として、きちんと考えていていただきたいというところをお願いします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

もう時間来てるんですが、1件預かってます。よろしくお願いします。

この文書管理システム、これの関連の2, 114万4, 000円につきまして、これ三宅委員からも前もって質問届いているかと思うんですが、予算に占めます町内各種システム関連の全ての維持管理費は毎年幾らぐらいになってるんでしょうか。これまた決算でも聞くようにしますんですが、もし把握しておりましたら、よろしくお願いします。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

すみません、あくまで私が答えれるのは、一般会計の電子計算費においてのみというところになるんですけれども、大体年間6,000万円弱ぐらいのランニングコストがかかっておるというところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

副委員長（前川和也議員）

お返しします。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

では、ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

討論もないようでございます。

これで討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果について、議案第41号は9月12日開催の本会議において、他の3件につきましては、10月1日開催の本会議において、委員会委員長報告を行います。

委員の皆様方、ご協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

その他、理事者側で何かございますでしょうか。

(な し)

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、総務事業常任委員会を。

委員（勝元由佳子議員）

その他。

委員長（松井匡仁議員）

どういった件ですか。

委員（勝元由佳子議員）

議案のことで言ったらいいですか。

駄目っていいます。

委員長（松井匡仁議員）

いえ、議案審議ですか。

委員（勝元由佳子議員）

審議じゃない。

委員長（松井匡仁議員）

では、申し訳ございません。また全協の相談ときに。

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

委員長（松井匡仁議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（杉原健士町長）

慎重にご審議いただきましてありがとうございます。

また、本会議におかれましてもご賛同願いますようよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で、総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日はご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(「午後 0時12分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年9月10日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 是 枝 綾 子